

令和8年度 小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条の就業制限業務にかかる標記技能講習を下記のとおり開催いたします。

記

| 第1回 | 第2回 |
|--|--------------------|
| 学科 6月1日～2日 | 学科 9月28日～29日 |
| 実技 ①6月13日 ②6月14日 | 実技 ①10月10日 ②10月11日 |
| 実技は①又は②のいずれか1日（実技日程は、学科講習時にお知らせします。） <u>※業務都合等、都合の悪い日程がある場合は事前にご連絡ください。</u> （講習人数が少ない場合①のみの日程となることがあります。ご了承下さい。） | |
| 学科 相生労働基準協会 兵庫県相生市旭1丁目2番16号 実技 ㈱JMU アムテック 兵庫県相生市相生5292 安全体感訓練センター横 | |

1. 定員 20名
2. 講習内容

小型移動式クレーン運転技能講習

| | | 時間 | 講習科目 | 規定時間数 | |
|-------------|-------------|--------------|-----------------|--------|-----|
| 学 科 | 1 日 目 | 8:30～8:50 | 受付け | | |
| | | 8:50～9:00 | オリエンテーション | | |
| | | 9:00～10:30 | 小型移動式クレーンに関する知識 | 1時間30分 | |
| | | 10:30～10:40 | 休憩 | | |
| | | 10:40～12:10 | 小型移動式クレーンに関する知識 | 1時間30分 | |
| | | 12:10～12:50 | 昼食 | | |
| | | 12:50～14:20 | 小型移動式クレーンに関する知識 | 1時間30分 | |
| | | 14:20～14:30 | 休憩 | | |
| | | 14:30～16:00 | 小型移動式クレーンに関する知識 | 1時間30分 | |
| | 16:00～16:10 | 休憩 | | | |
| | 16:10～17:10 | 関係法令 | 1時間 | 1時間 | |
| | 2 日 目 | 8:30～8:50 | 受付け | | |
| | | 8:50～9:00 | オリエンテーション | | |
| | | 9:00～10:30 | 力学 | 1時間30分 | |
| | | 10:30～10:40 | 休憩 | | |
| | | 10:40～12:10 | 力学 | 1時間30分 | |
| | | 12:10～12:50 | 昼食 | | |
| | | 12:50～14:20 | 原動機・電気に関する知識 | 1時間30分 | |
| 14:20～14:30 | | 休憩 | | | |
| 14:30～16:00 | | 原動機・電気に関する知識 | 1時間30分 | | |
| 16:00～16:10 | 休憩 | | | | |
| 16:10～17:10 | <修了試験> | 1時間 | | | |
| 実 技 | 1 日 | 7:30～7:40 | 受付け | | |
| | | 7:40～7:50 | オリエンテーション | | |
| | | 7:50～8:50 | 合図 | 1時間 | 1時間 |
| | | 8:50～9:50 | 小型移動式クレーンの運転 | 1時間 | |
| | | 9:50～9:55 | 休憩 | | |
| | | 9:55～11:55 | 小型移動式クレーンの運転 | 2時間 | |
| | | 11:55～12:35 | 昼食 | | |
| | | 12:35～14:05 | 小型移動式クレーンの運転 | 1時間30分 | |
| | | 14:05～14:10 | 休憩 | | |
| | | 14:10～15:40 | 小型移動式クレーンの運転 | 1時間30分 | |
| 15:40～15:45 | 休憩 | | | | |
| 15:45～16:45 | <修了試験> | 1時間 | | | |

3. 受講区分及び受講料

| 区分 | 資 格 | 受講料（税込） | | |
|-----|--|---------|-------|--------|
| | | 講習料 | テキスト代 | 合 計 |
| 16H | クレーン、デリック又は揚貨装置の運転士免許所持者 床上操作式クレーン運転、玉掛け技能講習修了者 (免許証又は修了証の写しを申込用紙に添付のこと) | 28,600 | 1,705 | 30,305 |
| 20H | 上記以外の方 | 30,800 | 1,705 | 32,505 |

※免許証又は修了証の写しを申込に添付（アップロード）のこと

受講料は下記口座へお振り込みください。（振込手数料はご負担ください。）

【振込口座】 みなと銀行相生支店 普通 3842647 （一社）兵庫労働基準連合会相生事務所

4. 申込方法 ※日程調整が必要な場合、事前にご連絡ください。

【Web 申込の場合】ホームページよりお申し込みください。

【電話予約の場合】電話にて予約後、申込書に写真添付し、切手を貼った返信用封筒を同封の上当事務所までご郵送ください。（申込書はホームページからダウンロードできます。）

5. その他

- (1) 上記受講料を申込時に全納とし、一旦納入された受講料は原則返金できません。また、一旦納入された受講料により次回以降の講習への繰り延べ受講も出来ませんので念のため付記します。
- (2) 筆記用具を持参のうえ定刻までに着席してください。テキストは学科1日目にお渡しします。
- (3) 受講者は毎回受付に受講票と本人確認書類（自動車運転免許証等）を提示し、出席証明印を受けてください。外国人の方の本人確認書類については、在留カードまたは永住許可証で確認します。
- (4) 実技講習の際は、ヘルメット・作業服上下（長袖、長ズボン）・安全靴（足カバーを付ける）・軍手（革手袋不可）を着用してください。また、合図に用いる呼子笛を持参してください。
- (5) 遅刻、途中退場者は不合格といたします。

※ 学科・実技ともオリエンテーション終了後は、遅刻とし受講資格を失います。

- (6) **科目免除受講者（16H）**については、受講料は減額していますが、全ての学科及び実技を受講していただきます。

- (7) 昼食及び飲み物は、各自で用意してください。

ご提出いただいた個人情報は、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

※ 駐車場は、協会は限られた台数しか停められませんので、できる限り乗り合わせてお越し下さい。

又お近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願い致します。

協会隣の駐車場には停めないでください。

※ 緊急やむを得ない事情が発生した場合は、ご連絡下さい

小型移動式クレーン講習受講規律

受講者は、以下の項目を確認し、技能講習中は必ず遵守して下さい。

また所属の事業場におかれましても、受講者に徹底させていただきますよう、お願いいたします。

1. 挨拶の励行
2. 講義中は静粛にするとともに許可なく会場を離れない。
3. 講義中は居眠り、ガムを噛むなどはつつしみ携帯電話・スマートフォンはマナーモードにする。
4. 講師の指導は素直に聞き、自分勝手な行動はしない。
5. 実技会場には、以下に掲げる持参品を確認し必ず持参すること。
安全上不備が認められる者は受講させないことがある。（講師の判断による）
6. 実技試験は減点制により採点を行い、合格点に満たない場合は不合格となり、学科より再受講となる。
7. 遅刻、早退者等は不合格とする。

学科・実技ともオリエンテーリング終了後は、遅刻とします。

緊急やむを得ない事情が発生した場合、ご連絡下さい。

実技講習日の持参品

*実技講習にヘルメットや靴等を持参しない方がいますが、実作業に準じた状況での講習を行いますので、以下のものを持参して下さい。

1. 受講票
2. テキスト
3. 筆記用具…鉛筆、消しゴム
4. ヘルメット
5. 作業服上下 （長袖、長ズボン）
6. 安全靴、脚絆（足カバー）を付ける
7. 手袋……………軍手（革手袋不可）
8. 呼子笛（ひも付き）……金属の笛が望ましい

※ホイッスル不可（右図参照）

呼子笛

9. 雨合羽

※ 飲料、お弁当は各自で準備して下さい。

